（様式５）

最終更新日：令和８年１０月３０日

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）2026年度の事業計画は策定済みであり、現在は2026年度から2030年度を対象とする中長期基本計画の策定を進めている。ろう空手道の普及・振興、選手の発掘・育成、競技力の向上及び持続可能な組織運営を基本方針とし、計画的な事業運営を目指す。 （2）中長期基本計画については、策定後、、2027年6月の総会を目途に承認を得たうえで、当連盟のHPで公表する予定。 （3）役職員や構成員のみならず、デフアスリートのアントラージュ・多様なステークホルダーから幅広く意見を募っていく。	
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）現在策定中の中長期基本計画に、人材の確保・育成に関する方針を盛り込む予定 （2）2026年度は事業計画に基づき、取り組み状況を確認し、必要に応じて改善を図る。中長期基本計画についても、策定後は定期的に進捗状況を確認し、見直しを行う予定 （3）中長期基本計画は、理事や関係者の意見を取り入れながら、基本方針や目標、実行計画等を策定する予定	
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）「会計規程」「寄付金等取扱規定」を定めてＨＰにて公開している。 中長期的な財源の確保についてはスポンサー制度およびサポーター制度を定めて、企業や個人からの協賛・支援を広く募っていく予定。 （2）「会計規程」、「寄付金取扱規程」を定め、決算報告、収支予算表等とともにHPにて公開している。 （3）役職員や構成員のみならず、多様なステークホルダーから幅広く意見を募っていく。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 会費規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 寄付金取扱規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 会計処理規程
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）役員選考委員会を設置するための「役員の選任に関する規程」を設け、外部理事及び女性理事の目標割合を設定している。 （2）（1）に同じく。 2026年現在、役員8名（理事７名（外部２名含）、監事１名）で構成されている。また、目標割合（外部理事25%、女性理事40%）に沿った役員体制となっている。	
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人のため評議員の設置はない。（対象外）	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）アスリート委員会については、現行規程の委員資格が限定されているため、選任要件の見直しを進めており、現時点では未設置である。今後、規程の見直しを進めながら、2028年3月を目途に設置を目指す。 （2）性別・年齢・立場等のバランスを考慮した組織体制の整備を長期的な課題として位置づけ、現在策定中の長期計画に具体的な方針を盛り込む予定である。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 アスリート委員会規程
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）理事会の規模は適正で実効性を確保している。当連盟の役員は現在、８名で構成をしている（理事７名（外部２名含）、監事１名）。監事は弁護士の資格を有しており、法的観点も含め協会の運営に関し、適正な意見を頂いている。	2025～2026年度一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 役員名簿 https://www.jdkf.jp/_files/ugd/cf314d_f8ac70af24694e658aba3048b15515d7.pdf
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）就任時の理事の年齢に制限を設けている。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 役員の選任に関する規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2026年度現時点で10年を超えて就任している理事はいない。 「役員の選任に関する規程」を定めてHPにて公開している。 【例外措置または小規模団体配慮措置】	（一社）全日本ろう者空手道連盟 役員の選任に関する規程
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	団体規模や活動内容において、独立した諮問委員会は設置していない。 広く役員候補者を公募し、公平な立場で適切な人材を理事会で承認している。 「役員の選任に関する規程」を定めてHPにて公開している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 役員の選任に関する規程 役員名簿 https://www.jdkf.jp/_files/ugd/cf314d_f8ac70af24694e658aba3048b15515d7.pdf
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（1）当連盟及び役員が法令を遵守するための規程を定め、HPにて公開している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 利益相反取引管理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）定款をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。 2026年度に「（一社）全日本ろう者空手道連盟 クレジットカード取扱規程」を定め、HPにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/code	一般社団法人全日本ろう者空手道連盟　定款 （一社）全日本ろう者空手道連盟 会費規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 謝金規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 旅費規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 クレジットカード取扱規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）「反社会的勢力対応規程」「内部通報に関する規程」「コンプライアンス委員会規程」「利益相反取引管理規程」「役員の選任に関する規程」等、組織運営に関して必要となる一般的な規定を整備し、HPにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/code	（一社）全日本ろう者空手道連盟 反社会勢力対応規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 コンプライアンス委員会規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 役員の選任に関する規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 利益相反取引管理規程 一般社団法人全日本ろう者空手道連盟　定款
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）「謝金規程」、「旅費規程」を定めてHPにて公開している。 原則として法人の役職員は無報酬である。 尚、別途定めている「謝金規程」により、理事会、その他役員として出席する必要がある強化会議や会議などの事業出席について、また強化スタッフとしての事業については「謝金規程」に定	（一社）全日本ろう者空手道連盟 謝金規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 旅費規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟パートタイマー就業規則
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）「寄付金等取扱規程」、「財産管理規程」を定めており、すべてHPにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/code	（一社）全日本ろう者空手道連盟 寄付金取扱規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 財産管理規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）「寄付金等取扱規定」を定めてＨＰにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/code 今後は、持続的な財政基盤の確立に向け、スポンサー制度及びサポーター制度を整備し、企業や個人からの協賛・支援を広く募る。また、登録費に関する規程を整備し、安定的な収入の確保を図る。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 寄付金取扱規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（１）選考基準については強化委員会規程、強化選手規程に記載され、都度行われる選考会前や説明会時に公表している。 （2）選手の権利保護に関する規程として、定款54条にスポーツ仲裁の利用が可能であることが記載されている （3）当連盟、選考委員会にて決めたことを理事会にて承認をもらうように公平かつ合理的な過程で実施している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 強化指定選手規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 日本代表選手選考規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 育成選手規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 強化スタッフ規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、当連盟に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている為、この項目については該当しない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）内部通報制度に関する規程を整備し、JDKF.コンプライアンスホットライン　受付窓口を設置し、弁護士である監事が対応する事となっている。 URL:https://www.jdkf.jp/code （2）当会監事に弁護士を選任したことで、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。また、日常的に相談や問い合わせができる体制となっている。	（一社）全日本ろう者空手道連盟.コンプライアンスホットライン通報・相談受付票 一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 役員名簿
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）コンプライアンス委員会規程を整備し、当連盟のHPにて公開している。今後は規程に基づく委員会体制の整備を進め、年1回以上の定期的な開催とコンプライアンス意識の向上を図る。 （2）コンプライアンス委員会規程に基づき、役割や権限を明確にし、コンプライアンスの推進及びリスク管理に取り組む。 （3）コンプライアンス委員会には女性委員を1名配置している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 コンプライアンス委員会規程
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	「コンプライアンス委員会規程」定めてHPにて公開している。 （1）コンプライアンス委員会に弁護士や有識者を配置予定	（一社）全日本ろう者空手道連盟 コンプライアンス委員会規程
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）役職員に対しては、適宜コンプライアンスについての意識提起を行っており、毎年行われるJPC及びJSC主催のコンプライアンス研修に役職員（理事）が出席している。 このほか、JPSAの研修会に関係スタッフ（役員）が受講している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 ドーピング防止規程 インテグリティ https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/Default.aspx
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）毎年、選手及びスタッフを対象にコンプライアンス研修（インテグリティ教育）を実施している。今年度は、合宿期間中に「R8年度 JPCインテグリティ研修」を対面形式で実施し、コンプライアンスに関する理解を深めるとともに、選手に対しては「選手等行動規範」に基づいた適切な行動を心がけるよう指導をしている。 また、毎年JOC・JPC合同主催のインテグリティ研修会にも参加している。 JADAアンチドーピング2026年度教育計画に基づき、「アンチドーピング」講習会を合宿内にて実施している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 ドーピング防止規程 インテグリティ https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/Default.aspx
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、当連盟に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている為、この項目については該当しない。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）2025年現在、組織運営において必要となる専門家のサポートについては、法務関係で監事の弁護士に、税務関係については公認会計士・税理士がアドバイザーとして定期的にサポートを受けている。 （2）監事である弁護士に、日常的に法務についてサポートを受けている 税理士と契約を結び、日常的に税務と会計についてサポートを受ける体制を構築している。	
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）財務規程を整備することなどにより、法人の会計基準に基づき、業務を進めている。 （2）適用を受ける一般社団・財団法人法に基づき、当協会の目的を理解しその達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしている者で会計に詳しいものを監事として配置している。 （3）各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成して、HPにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/finance	2025年度決算報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）（2）国庫等による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	JPC事務手引き

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（１）定期総会で議決された各種書類に関してはHPにて毎年公開している。 財務報告 URL:https://www.jdkf.jp/finance 当連盟の組織運営に関わるさまざまな情報を（役員、定款、各種規定、財政、事業計画など）をHPにて公開している。 URL：https://www.jdkf.jp/code	2025年度決算報告書
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（１）選手選考基準を含む選手選考に関する情報についてはHPにて公開している。 URL:https://www.jdkf.jp/code	（一社）全日本ろう者空手道連盟 日本代表選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1）毎年、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について当協会ホームページで開示を行っている。 URL:https://www.jdkf.jp/code	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）現状、重要な契約事項は、理事内で情報共有した上で、理事長の承認を得るという手続きを踏んで締結するなど、適切に管理している。 （2）「利益相反管理規定」を定めて、HPにて公開している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 利益相反取引管理規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（1）「利益相反取引管理規程」を定めて、HPにて公開している。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 利益相反取引管理規程
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	JDKF.コンプライアンスホットラインを設置している （1）通報窓口についてはホームページに掲載している「JDKF.コンプライアンスホットライン通報・相談受付票.pdf」ファイルに記載している。 URL:https://www.jdkf.jp/_files/ugd/cf314d_c7cd3f8544da40c3bc7ca57b355f895b.pdf （２）通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務については「内部通報制度に関する規定」に記載している。 (3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては「内部通報制度に関する規定」に記載している。 （4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することは「内部通報制度に関する規定」に記載している。 （5）役職員向けのコンプライアンス教育などの研修等の実施、JOC・JPC主催のインテグリティ研修会に参加するなど、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1） 当連盟の監事は弁護士であるため、通報制度の窓口は監事とし、適切な対応をするような仕組みとなっている。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 内部通報制度に関する規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟.コンプライアンスホットライン通報・相談受付票
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	「倫理・懲戒規程」・「反社会勢力対応規程」にて整備している。 （１）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を「倫理・懲戒 規程」に定めている。 （２）「倫理・懲戒規程」はホームページに公開している。 （３）「倫理・懲戒規程」の第6条の4項にて弁明の機会を与えている。 （４）「倫理・懲戒規程」内に「処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知する」ことを定めている。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程 （一社）全日本ろう者空手道連盟 反社会勢力対応規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（1） 倫理・懲戒規程第6条にて、下記の通り定めている。 1 理事長は、疑われる事案について本協会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。 2 監事（弁護士）を含む専門性を有する委員で構成された懲戒委員会が、懲戒規程に従って中立な立 場で処分を判断し理事会で決議する。 2 懲戒委員会の委員は本協会の役員又は学識経験者で構成する。	（一社）全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（１）（2）当連盟の定款第54条に「自動応諾条項」を盛り込んでいる。 「倫理・懲戒規程」の第8条に記載してある。 （3）申立期間について、特段期間を設けていない。	一般社団法人全日本ろう者空手道連盟　定款 （一社）全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）当連盟の「定款」「倫理懲戒規程」に「自動応諾条項」を設けてホームページで公表しており、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知している。当連盟入会申込書にスポーツ仲裁の利用が可能な旨を明記していくことを検討するとともに、選考会および強化合宿にて選手たちに説明を実施している。 掲載URL：https://www.jdkf.jp/code	一般社団法人全日本ろう者空手道連盟　定款 （一社）全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	各種規程を順次整備・公表しているが、危機管理マニュアルについては未整備である。2026年度中に策定し、HPにて公表する。	
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置した例はない	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当連盟は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当連盟は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	